

高等学校における特別支援教育の現状と課題について

1. 高等学校における特別支援教育について

平成19年に特別支援教育制度がスタートし、特別支援学校(盲・聾・養護学校)や小・中学校の特別支援学級だけでなく、幼稚園、小・中学校、高等学校の通常の学級でも特別支援教育を行われるようになる。

学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

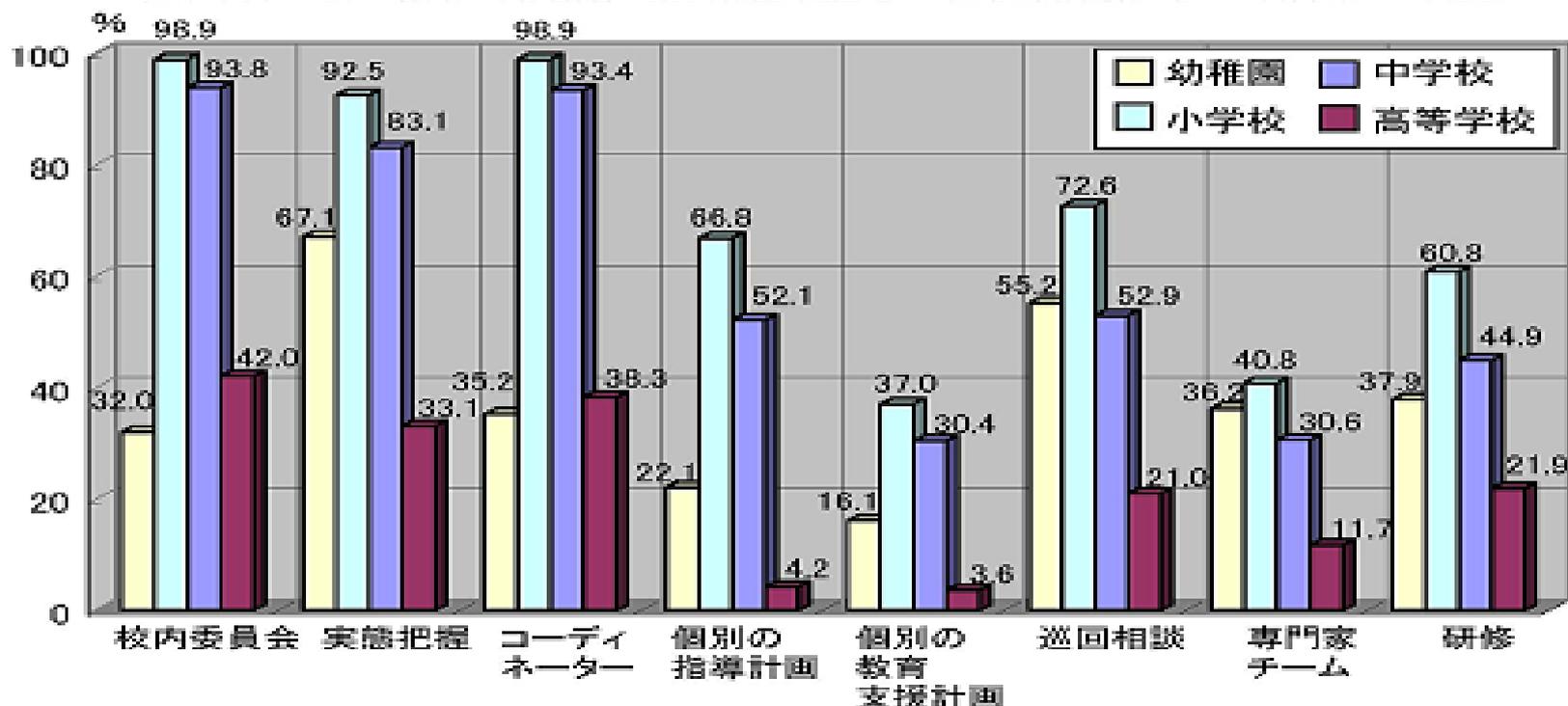
第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2. 高等学校における特別支援教育の現状

(1) 高等学校における特別支援教育体制整備の状況について

平成19年度特別支援教育体制整備状況調査

国公立計・幼小中高別・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19年度)



○体制整備は小・中学校に比べ遅れている

・校内委員会の設置

小学校 98.9% 中学校 93.8% 高等学校 42.0%

・実態把握

小学校 92.5% 中学校 83.1% 高等学校 33.1%

・特別支援教育コーディネーターの指名

小学校 92.5% 中学校 93.4% 高等学校 38.3%

○公立高等学校においては、例えば校内委員会の設置率において、設置率10割の県がある一方、2割未満の県もある等、地域による差が大きい

(2) 高等学校に在籍する発達障害のある生徒数

○高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況

・都道府県で実施された調査結果の例

長野県(対象:全ての県立高等学校。実施:平成19年8月)

①医師による発達障害の診断のある生徒の割合

全日制 0.3% 定時制 2.7%

②特別な支援が必要な生徒数

全日制 0.5% 定時制 4.9%

徳島県(対象:調査対象市町の全生徒数の約24%を無作為抽出。実施:平成18年9月)

特別な支援が必要な生徒の割合 2.6%

大分県(対象:県内の全ての高等学校。実施:平成18年11月)

医師による発達障害の診断のある生徒の割合 0.32%

(参考)平成14年度の文部科学省調査

小・中学校の通常の学級に約6.3%の割合で発達障害と思われる児童生徒が在籍

(3) 文部科学省の施策

- 「特別支援教育の推進について(通知)」を発出し、特別支援教育の理念や学校において取組が必要な事項等を提示(平成19年4月)
- 特別支援教育体制推進事業(平成18年度より高等学校も対象)
- 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(平成20年度～)
 - 高等学校も含めた特別支援教育の体制整備を推進
 - 併せて「特別支援教育体制整備状況調査」を実施し、体制整備状況を把握(高等学校は平成18年度から調査を実施)
- 高等学校における発達障害支援モデル事業(平成19年度～)
 - モデル校(現在、国公私立25校)を指定し、発達障害のある生徒の支援のための実践的な研究を実施。研究成果を全国に発信予定。

「高等学校における発達障害支援モデル事業」のモデル校等における 取組内容の例

○実態把握

- ・YG性格検査、TK式テストバッテリーM2 等

○教育内容、授業等における支援

- ・少人数指導、ティーム・ティーチング
- ・特別支援教育支援員(学習支援員)の配置
- ・定期試験において別室受験、時間延長等の配慮

○就労支援

- ・ソーシャルスキルトレーニングやストレスマネジメント教育

○教員の研修

- ・LDの疑似体験学習

(4) 入学試験における配慮について

○入学試験における発達障害のある生徒への配慮の状況

- ・大多数の都道府県で必要に応じて配慮を行う方針を定めている
- ・実際に配慮を実施した事例がある都道府県は約半数

○入学試験における発達障害のある生徒に対し実施した配慮の例

(())は配慮を行った生徒の障害種)

- ・別室受験(高機能自閉症、LD、ADHD、アスペルガー症候群等)
- ・試験時間の延長(LD)
- ・集団面接を個人面接で実施(自閉症)
- ・問題用紙の拡大(LD) 等

3. 高等学校における特別支援教育の課題

○高等学校における特別支援教育の推進体制の整備

○高等学校における発達障害のある生徒への教育支援の在り方

- ・入学試験の配慮のあり方
- ・生徒への指導
- ・進路指導